

大和市議会基本条例 検証結果報告書

議会運営委員会

令和４年９月２１日

大和市議会議長  
中村 一夫 殿

大和市議会基本条例 検証結果報告書

大和市議会基本条例について、令和４年度の検証が終了しましたので、報告します。

大和市議会議会運営委員会委員長  
町田 零二

## 「検証結果報告」

今般、議会基本条例の検証について、議会運営委員会にその任が付託されたことから、本委員会は次のような手法で検証を行った。

6月23日 各会派毎の検証結果の提出方法の委員会説明

6月23日～7月22日 各会派毎の検証結果の受付

7月25日～8月22日 各会派からの検証結果の取りまとめ、検証結果報告の作成、正副議長への説明

8月23日 検証結果報告の委員会報告

9月15日 検証結果報告の委員会承認

9月21日 検証結果報告の正副議長への報告

令和元年から令和4年までの4年間を振り返ってみると、初年度の冬を迎えた頃から始まった新型コロナウイルスの感染拡大によって議会は大きな混乱を経験することとなり、追い打ちをかけるように翌年には、市長のパワハラ疑惑報道に端を発した問題が生じた。この二つの大きな問題は現在もなお終息を見ていない。このことについて、後者に係わっては調査特別委員会の設置や委員会提案による決議など、これまでに前例がなかった取り組みが積極的に行われたものの、前者のコロナ対応に係わっては議会の働きを縮小する方策が取られたことなどから、全般的な評価は「各会派による検証まとめ」の通り、課題が多く指摘される結果となった。また、今回の検証では時間的制約から議会改革に関わる多くの提案については議論をすることができなかったため、これらについては令和5年の改選後、速やかに議論を俎上に乗せるよう議長を通じて申し送ることとした。改めて、議会基本条例は制定して終わりではなく、常に成果や課題を検証し、問題意識を持ち続ける姿勢が大切であり、以て議会活動の質の向上に努めていくことが重要であることを確認し、議会基本条例の検証結果報告とする。

## 「各会派による検証まとめ」

### 【第1章】総則

#### 第2条

- 1.令和4年7月現在、ハラスメントを防止するための条例を議会として作成中であるが、法制担当職員の配置を求めるなど、市議会のさらなる機能強化が必要である。
- 2.新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の社会情勢下で、議会として実情に即した活動ができていたのか疑問である。

## 【第2章】議会及び議員の活動原則

### 第3条

- 1.積極的に説明責任を果たしていくために、議会のホームページを充実させ、委員会採決の結果や議長選任の投票結果などを公開すべきである。
- 2.市民に対して開かれた議会を徹底するため委員会のオンライン中継を行ったり、動画配信サービスを利用した発信を検討したりしてはどうか。
- 3.常任委員会などで、議員同士の議論が行えていないのではないか。
- 4.審議時間を短縮することが議会改革だとは考えていない。議論が活発になされていないという声も多く聞く。効率だけでなく、しっかり議論を尽くしていくことが求められている。

### 第5条

- 1.市民全体の代表者としての使命を一層自覚するため、議員が順守すべき政治倫理に関して必要な事項を定めた政治倫理規定（あるいは条例）を設けることを検討してはどうか。

## 【第3章】市民と議会との関係

### 第7条

- 1.コロナ禍もあり、議会報告会、意見交換会が充分に行えなかった。市民生活が大きく変化しているからこそ、積極的に地域に市議会が出向き市民参加の場をつくっていく必要があったとの反省もあり、今後はオンラインミーティングなどを活用した開催を考えていくなど、こうした事態になった時にも対応ができるようにしていくべき。
- 2.市民参加を促進する際に身近な情報発信、わかりやすい情報発信が必要であるから、本会議場の整備や議会中継の方法、SNSの活用や議員向けタブレットの配備など、さまざまな手法を検討すべき。

### 第8条

- 1.委員会の委員ごとの審議結果を公開すべき。

## 【第4章】議会と市長との関係

### 第9条

- 1.一般質問や、議案に対する質問の答弁からも緊張ある関係とはいいいがたい。

### 第10条

- 1.市長はコロナ禍に入ってから専決処分を乱発しており、議会が説明を求めても、説明責任を果たしているとは言えない状況が続いている。こうした状況は議会との信頼関係を揺るがしかねない事態であり、打開策が必要である。
- 2.資料の提供が遅く、十分な審議時間を確保できないことが多々ある。

## 第 11 条

- 1.議会としての行政評価を行う必要がある。

## 第 12 条

- 1.議決権限の拡大については検討がなされていないため、今後、権限拡大に取り組んではどうか。

## 【第 5 章】 議長及び副議長

## 第 13 条

- 1.正副議長の所信表明や質疑応答を記録公開すべき。
- 2.正副議長の投票結果を公表すべき。

## 【第 6 章】 議会機能の強化

## 第 14 条

1. オンラインでの議員研修を行うようにしてはどうか。
- 2.中央大学とのパートナーシップ協定が活かしているのか疑問である。

## 第 15 条

- 1.現行の規則では政務活動費が使いづらいので、支払いには一律でクレジットカードを使えるようにし、按分規定なども導入してはどうか。

## 第 16 条

- 1.法務に関する機能の充実のための努力が行われていない。議会事務局に法制担当職員の配置を求めていくべき。

## 第 17 条

- 1.本会議場の整備や議会中継の方法、SNS の活用や議員向けタブレットの配備などに係る予算を要求していくべき。

## 【第 8 章】 議会改革

## 第 21 条

- 1.コロナ禍と市長の問題への対応にリソースを割いた結果、前任期からの繰り越しとなっていた課題（通年議会の実施、委員会のネット中継）に結論を出すための組織を立ち上げることができなかった。

以上

【ハード面の整備を伴うもの】

- 1 ICT 端末/タブレット端末の導入
- 2 YouTube 配信
- 3 対面演壇の設置
- 4 自席マイクの設置
- 5 モニターの設置

【条例・規則等】

- 6 議会倫理条例/要綱/規定の整備
- 7 反問権の付与

【議会の機能に関すること】

- 8 議会災害対策の実施
- 9 代表者会随行許可（業務補助 1 名）
- 10 予算・決算特別委員会の設置
- 11 行政評価
- 12 議決権限の拡大
- 13 政務活動費の按分

【広報・情報公開関連】

- 14 委員会のネット中継
- 15 議会 HP/ウェブサイト情報の充実化
- 16 SNS アカウントの整備
- 17 一般質問の配布資料を会議録に添付
- 18 議員研修のオンライン開催
- 19 委員会採決の結果の公開
- 20 正副議長選の結果を公表
- 21 正副議長の所信表明や質疑応答を記録公開
- 22 議長選任の投票結果の公開

【その他】

- 23 議会改革の際は、市民の意見を参考にする
- 24 市施設に議会広報ブースを設置する
- 25 子ども議会の定期開催